改正案

(最低資本金の額)

第三条 (略)

(会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

係る会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けとする。第六条 法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに

一~三 (略)

(他業会社への転移等)

2 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

とする。とする。とする法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおり第九条と法別工工化条第三項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店)

	より同法第四百六十七条第	
	認を要しない場合)の規定に	
	百六十八条(事業譲渡等の承	
(略)	株主総会の決議(会社法第四	第三十四条第一項
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第二十一条第七項
乗じて得た額以上の額を		
で金融庁長官の定める率を	本準備金又は	
十分の一を超えない範囲内	分の一を乗じて得た額を資	
定めるものをいう。)の額に	り減少する剰余金の額に五	
益(利益として金融庁長官の	より、当該剰余金の配当によ	
二十億円に達するまでは、利	内閣府令で定めるところに	
(削る)	(削る)	第十八条
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(最低資本の額)

現

行

第三条 (略)

(分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

掲げる業務のみに係る分割又は営業の譲渡若しくは譲受け若しくは事業の譲受けとする。第六条 法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものは、次に

一〜三 (略)

(他業会社への転移等)

が裁判所に係属している場合とする。 清算手続中である場合又は特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続若しくは更生手続第八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する会社について、

(略)

2

(外国銀行支店に関する読替え)

とする。をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおり第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店

五項()		第二十一条第四項 (略)	第十八条第一項 の資料 金額の 行うず で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	(略) (略)	読み替える法の規定読み替
五項の規定により信用金庫四十五条ノ五(簡易な営業の四十五条ノ五(簡易な営業の			の資本の額 の資本の額 利益の処分として支出する 金額の五分の一以上を、商法 第二百九十三条ノ五第一項 (中間配当)の金銭の分配を (中間配当)の金銭の分配を ですっごとにその分配額の五		読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	二十億円 二十億円 二十億円 一	(略)	読み替える字句

			準用する会社法第四百九十	項	
(新設)	(新設)		第五十一条第三項において	会社法第四百九十二条第三	
(新設)	(新設)	(新設)	清算外国銀行支店	清算銀行	第四十五条第八項
				算銀行にあつては、その旨)	
				に該当することとなつた清算の開始原因)に掲ける場合	
				十五条第二号又は第三号(清	
(新設)	(新設)	(新設)	解散の事由	解散の事由(会社法第四百七	第四十五条第七項第一号
(新設)	(新設)	(新設)	清算外国銀行支店の	清算銀行の	第四十五条第七項
(新設)	(新設)	(新設)	清算外国銀行支店	清算銀行	第四十五条第五項
(新設)	(新設)		清算外国銀行支店に	清算銀行に	
			行支店」という。)の		
			第八項において「清算外国銀		
			この項、第五項、第七項及び		
(新設)	(新設)	(新設)	清算する外国銀行支店(以下	清算銀行の	第四十五条第三項
			る主たる外国銀行支店		
(新設)	(新設)	(新設)	第四十七条第一項に規定す	銀行の本店	第四十五条第二項
ずれかに該当する					
第五十一条第一項各号のい	解散した	第四十五条	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			号		
(新設)	(新設)	(新設)	第四十九条の二第一項第一	第五十七条第一号	第三十六条第二項
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	第三十五条第一項	(略)	(略)	第三十五条第一項
(新設)	(新設)	(新設)	第四十九条の二第一項	第五十七条	第三十四条第三項
(略)	(略)		(路)	(略)	
	又は執行役の決定)				
	う場合には、取締役会の決議				
	は事業の全部の譲受けを行				
	等)の決議によらずに営業又			の決定)	
	項(営業の譲渡又は譲受け			取締役会の決議又は執行役	
	り商法第二百四十五条第一			部の譲受けを行う場合には、	
	る場合を含む。)の規定によ			の決議によらずに事業の全	
	等を会社とみなして適用す			一項(事業譲渡等の承認等)	

(略)		(略)	(略)
(削る)		(削る)	(削る)
		定	
	の規	十二条の二十八第三項の規	
	第五	項、第二十条第四項及び第五	
第二十条第四項の規定	第一	並びに銀行法第十六条第	
銀行法第十六条第一項及び	規定	第四百四十条第一項の規定	
四十一条			
いて準用する会社法第九百			
第四十九条の二第二項にお		会社法第九百四十一条	第五十七条の三
二条第三項			

(外国銀行支店の利益準備金に関する特例)

相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条の利益準備金の額に

(外国銀行支店の電子公告に関する読替え)

術的読替えは、次の表のとおりとする。 百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技活律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の

								1
	第九百四十一条					第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	名首言者 これ 一巻 ひまひょうぎょうこと
第四百四十条第一項	この法律	会社に				会社が	読み替えられる字句	
銀行法第十六条第一項及び	銀行法	外国銀行支店に	国銀行支店」という。)が	この号及び次条において「外	規定する外国銀行支店(以下	銀行法第四十七条第二項に	読み替える字句	

	(略)	附則第十二条、附則第十四条		(新設)	
) 量・ニー・コー・・デリン	(略)	株主総会又は取締役会	(新設)	(新設)	
	(略)	関受けについて決議すべき機営業又は事業の譲渡又は譲	(新設)	(新設)	

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

ほか、使用してはならない。 国銀行支店の損失(損失として金融庁長官の定めるものをいう。)の補てんに充てる場合の国銀行支店の損失(損失として金融庁長官の定めるものをいう。)の補てんに充てる場合の支店が積み立てた同項の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外第十三条 第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の規定により外国銀行

ない。の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければなら2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の利益準備金

(新設)

会社	
外国銀行支店	第二十条第四項

(銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為)

| 掲げる取引又は行為とする。 | 第十五条の四 | 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に

- 一・二 (略)
- 限る。) 三 当該会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させるものに
- 四 当該会社による事業の一部の譲渡

(外国銀行主要株主に関する読替え)

- さらかいか。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表の| 要株主をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表の第十六条 法第五十二条の十六の規定による外国銀行主要株主(同条 に規定する外国銀行主|に

	生要する反引又よう為)	(限亍寺朱小士こ系る忍可を要する反別又よ亍為)
れらに類する職にある者		
社員若しくは清算人又はこ	社員又は清算人	
人、支配人、業務を執行する	人、支配人、業務を執行する	
社員、監査役、代表者、管理	社員、監査役、代表者、管理	
しくはその職務を行うべき	しくはその職務を行うべき	
取締役、執行役、会計参与若	取締役、執行役、会計参与若	第六十五条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為)

に掲げる取引又は行為とする。 第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次

- 一・二 (略)
- その8、 当該会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させるものに
- 3 当該会社による事業の一部の譲渡

(銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

- 条において同じ。)とする。 会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この第十六条の二の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる
- 産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割 当該会社分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資
- 又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割(次に掲げるものを除く。) 一当該会社分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産

(法第五十二条の九第一項の認可を要する取引又は行為)

掲げる取引又は行為とする。第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に

- 一・二 (略)
- 三 当該会社を当事者とする分割(当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。)
- 当該会社による営業の一部の譲渡

兀

(外国銀行主要株主に関する読替え)

とおりとする。 要株主をいう。以下同じ。) に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表の第十六条 法第五十二条の十六の規定による外国銀行主要株主(同条 に規定する外国銀行主

				第六十五条	読み替える法の規定
		を執行する社員又は清算人	表者、管理人、支配人、業務	取締役、執行役、監査役、代	読み替えられる字句
にある者	算人又はこれらば類する職	を執行する社員若しくは清	表者、管理人、支配人、業務	取締役、執行役、監査役、代	読み替える字句

(法第五十二条の十七第一項の認可を要する取引又は行為)

に掲げる取引又は行為とする。 第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次

- 一・二 (略)
- 三 当該会社を当事者とする分割(当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。)
- 四 当該会社による営業の一部の譲渡

(銀行持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

- て同じ。)とする。 分割(当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条におい分割(当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条においる十六条の二の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる
- は総負債の額の二十分の一以下である分割 当該分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又
- 総負債の額の二十分の一以下である分割 当該分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は

- こととなる会社分割 の資産の額として内閣府令で定める額(ロにおいて「承継資産額」という。)を超える 例 の資産の額として内閣府令で定める額(ロにおいて「承継債務額」という。)が当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社 図収分割会社をいう。以下この号において同じ。)の債務の額として内閣府令で定める 当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する
- 副の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分会社の株式等(会社法第百七条第二項第二号ホに規定する株式等をいう。)を除く。) 当該銀行持株 当該銀行持株 外国 当該銀行持株 会社が 吸収分割会社に対して 交付する 金銭等 (当該銀行持株)
- 会社分割の際に付すこととなる帳簿価額)によるものとする。
 はおいて同じ。一若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、当該会社分割の直前におっては、当該会社分割の規定を適用する場合における同項の資産(同項第二号イの資産を除く。以下この項

(銀行持株会社に係る事業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

- の譲渡又は譲受けとする。第十六条の三 法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事業
- の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲渡 当該事業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社
- 会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲受け 当該事業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株
- 額)によるものとする。 (当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付することとなる帳簿価ものとし、同項第二号に掲げる事業の譲受けにあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるの額は、同項第一号に掲げる事業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるの額は、同項第一号に掲げる事業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額による 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

次の表のとおりとする。社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、社とする外国の持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会界十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行

		hh-		=++
(略)		第五十二条の十九第一項	(盔)	読み替える法の規定
(鮥)	つては、執行役)	取締役(委員会設置会社にあ	(鮥)	読み替えられる字句
(番)		(略)	(略)	読み替える字句

(新規)

は負債にあつては、当該分割の際に付すこととなる帳簿価額)によるものとする。の額は、当該分割の直前における帳簿価額(同項第二号に掲げる分割により承継する資産又の額は、当該分割の直前における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債

2

(新規)

(銀行持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

の譲渡又は譲受けとする。 第十六条の三 法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業

- の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲渡 5 当該営業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社
- 会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲受け 当該営業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株

2

額)によるものとする。(当該譲受けの際に付することとなる帳簿価(当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付することとなる帳簿価ものとし、同項第二号に掲げる営業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるの額は、同項第一号に掲げる営業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額による前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

次の表のとおりとする。社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、社とする外国の持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行

(略)		第五十二条の十九第一項	(略)	読み替える法の規定
(略)	あつては、執行役)	取締役(委員会等設置会社に	(略)	読み替えられる字句
(略)		(略)	(略)	読み替える字句

		(卜国)) \$P\$ \$P\$	(十国) 寺三寺末が上に糸い
	る職にある者		
9	算人若しくはこれらに類す	算人	
肎	を執行する社員若しくは清	を執行する社員若しくは清	
務	社員、監査役、支配人、業務	社員、監査役、支配人、業務	
5	しくはその職務を行うべき	しくはその職務を行うべき	
石	取締役、執行役、会計参与若	取締役、執行役、会計参与若	
	類する職にある者		
(_	は清算人若しくはこれらに	は清算人	
`	社員、監査役、支配人若しく	社員、監査役、支配人若しく	
5	しくはその職務を行うべき	しくはその職務を行うべき	
石	取締役、執行役、会計参与若	取締役、執行役、会計参与若	第六十五条
	らに類する職にある者		
<i>¥</i> 1	しくは監査役若しくはこれ	しくは監査役	
石	取締役、執行役、会計参与若	取締役、執行役、会計参与若	第六十三条第七号
	資本金又は出資	資本金	第五十三条第三項第六号
	らに類する職にある者		
<i>¥</i> U	しくは監査役若しくはこれ	しくは監査役	
石	取締役、執行役、会計参与若	取締役、執行役、会計参与若	
	(略)	(略)	第五十二条の三十四第一項

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社が銀行を子会社とする外

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

ついては、これらの規定中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。を受けているものをいう。)に係る法第五十二条の二十八第三項及び第五項の規定の適用に十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可第十六条の六 外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

	第六十五条	第六十三条第七号	第五十三条第三項第六号	第五十二条の三十四第一項
しくは清算人 しくは清算人 取締役、執行役、監査役、支	配人若しくは清算人取締役、執行役、監査役、支	役取締役、執行役若しくは監査	資本	役取締役、執行役若しくは監査
取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若 しくは清算人若しくはこれ らに類する職にある者 6	者ではこれらに類する職にある配人若しくは清算人若しくな	職にある者とおいるに類するで、執行役者しくはこれらに類する	資本又は出資	職にある者 で著しくはこれらに類する 取締役、執行役若しくは監査

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とするのよび、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度経過後六月以内に、同項に規定の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかまい場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長する外国の持株会社は、同項の規定にかまい場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長する外国の持株会社は、同項の規定にかまい場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長する外国の持株会社は、同項の規定にかまい場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長するとができる。

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。を受けているものをいう。)に係る法第五十二条の二十八の規定の適用については、同条中十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可第十六条の六 外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

√ 五 (略)

限る。)に係る部分に限る。)の規定による通知規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(法第五十二条の三十四第一項の六 法第五十七条の六 (第一号、第二号(法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の

(財務局長等への権限の委任)

一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)及び第四十七条対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。)により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。)、第三十条第四項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第三十条第二第二十条第四項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第三十条第二第二十条第四項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)、第三十条第二の二の規定による認可及び承認

二~八 (略)

2~5 (略)

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。つた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であ第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二条第十二項に規

~五 (略)

限る。)に係る部分に限る。)の規定による通知規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(法第五十二条の三十四第一項の六 法第五十七条の三(第一号、第二号(法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の

(財務局長等への権限の委任)

規定による認可及び承認

した、第二年、第二項後段において準用する場合を含む。)が第三十条第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)並びに第三十年の一項とだし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)が可に規定することとなるものを除く。)に係る部分に限る。)が可に規定することとなるものを除く。)に係る部分に限る。)が可に係る部分に限る。)、第三十条第一項とだし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)並びに第三十年の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四年七条の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることとなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第四十七条の二の行等を子会社とすることなる。

二~八(略

2~5 (略)

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。つた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であ第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二条第十二項に規

による認可及び承認 による認可及び承認 による認可及び承認 による認可及び承認 に係る部分に限る。)の規定並びに第十六条の五ただし書の規定 ととなるものを除く。)に係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項(営業の一部の譲 又は承継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項(営業の一部の譲 こととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 こととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 こととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 こととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 二ととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 三ととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 三ととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 三ととなるものを除く。)により営業の一部を承継させ、 三ととなる。)により登集の一部を承継させ、 三ととなる。

2~6 (略)